議案第　号

資料1－2

富里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

富里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和８年２月１８日提出

富里市長　　五十嵐　　博　文

富里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

富里市国民健康保険税条例（昭和４３年条例第１３号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項第１号中「及び」を「、」に改め、「いう。）」の次に「及び子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の一号を加える。

⑷　子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第２条に次の一項を加える。

５　第１項第４号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する１８歳以上被保険者（地方税法（昭和２５年法律第２２６号。以下「法」という。）第７０３条の４第３０項に規定する１８歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した１８歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。

第３条第１項中「地方税法（昭和２５年法律第２２６号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第１０条の次に次の三条を加える。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額）

第１０条の２　第２条第５項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に１００分の０．２７を乗じて算出する。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額）

第１０条の３　第２条第５項の被保険者均等割額は、被保険者１人について１，８７５円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の１８歳以上被保険者均等割額）

第１０条の４　第２条第５項の１８歳以上被保険者均等割額は、１８歳以上被保険者１人について　１５１円とする。

第２４条第１項各号列記以外の部分中「並びに」を「、」に改め、「１７万円）」の次に「並びに同条第５項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額」を加え、同項第１号に次のように加える。

オ　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　１，３１３円

カ　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の１８歳以上被保険者均等割額　１８歳以上被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　１０６円

第２４条第１項第２号に次のように加える。

オ　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　９３８円

カ　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の１８歳以上被保険者均等割額　１８歳以上被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　７６円

第２４条第１項第３号に次のように加える。

オ　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　３７５円

カ　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の１８歳以上被保険者均等割額　１８歳以上被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　３１円

第２４条第２項に次の一号を加える。

⑶　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児１人について次に定める額

ア　前項第１号オに規定する金額を減額した世帯　２８１円

イ　前項第２号オに規定する金額を減額した世帯　４６９円

ウ　前項第３号オに規定する金額を減額した世帯　７５０円

エ　アからウまでに掲げる世帯以外の世帯　９３８円

第２４条第３項各号列記以外の部分中「及び」を「並びに」に改め、「被保険者均等割額」の次に「及び１８歳以上被保険者均等割額」を加え、同項に次の三号を加える。

⑺　国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額　当該出産被保険者につき第１０条の２の規定により算定した所得割額の１２分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

⑻　国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額　当該出産被保険者につき第１０条の３の規定により算定した被保険者均等割額（第１項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の１２分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

⑼　国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の１８歳以上被保険者均等割額　当該出産被保険者につき第１０条の４の規定により算定した１８歳以上被保険者均等割額（第１項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の１８歳以上被保険者均等割額）の１２分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第２４条に次の一項を加える。

４　国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に１８歳に達する日以後の最初の３月３１日以前である被保険者（以下「１８歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（第１項、第２項又は前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額。以下この項について同じ。）は、当該被保険者均等割額から、当該納税義務者の世帯に属する１８歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附則第５項、第６項及び第８項から第１５項までの規定中「第９条」の次に「、第１０条の２」を加える。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（適用区分）

２　この条例による改正後の富里市国民健康保険税条例の規定は、令和８年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和７年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。